

愛知県スポーツ少年団登録要綱

(総則)

第1条 この要綱は、愛知県スポーツ少年団規程第6条第2項の規程に基づき、スポーツ少年団の団員、指導者、役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、愛知県スポーツ少年団規程第3条の目的にのっとり、愛知県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に加入することを目的とし行うものとする。

(登録申請)

第3条 単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）は、原則として登録する年の4月1日現在、満3歳以上の団員10名以上と、満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、公認指導者資格とする）保有者である指導者2名以上で構成され、その登録にあたってはスポーツ少年団登録システムを用いて、日本スポーツ少年団の定める期間中に所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。

- 2 登録した指導者、役員またはスタッフのうち1名を単位団の代表者とする。
- 3 代表者は、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
- 4 単位団には、20歳以上の指導者、役員、またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格保有していたものまたはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。ただし、新規登録団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員またはスタッフが2名以上登録していればよいものとする。ただし、そのうち少なくとも2名が年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講する必要がある。
- 5 市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位団をとりまとめ、スポーツ少年団登録システムを用いて日本スポーツ少年団の定める期間中に本団の登録申請の届出を行う。また、この時、市町村所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
- 6 本団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、スポーツ少年団登録システムを用いて日本スポーツ少年団の定める期間中に日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、この時、県所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
- 7 登録にあたっては、市町村スポーツ少年団、本団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

8 本団への登録料は、団員、指導者、役員およびスタッフ1名200円とする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度の末日までとし、各年度ごとにこれを更新する。更新の方法は、前条に定めるところによる。

(認定)

第5条 本団は、第3条の規定により登録を行ったものに対し、日本スポーツ少年団の承認を受け次の各号に掲げる認定を行う。

- (1) 新規登録団については、団認定証と認定リボンを交付する。
- (2) 更新登録団については、認定リボンを交付する。
- (3) 団員については、団員章を交付する。
- (4) 指導者については、指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては、登録証を交付する。

(登録の取消)

第6条 登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、登録が取り消される。

(改廃)

第7条 この要綱の改廃は、本団常任委員会の承認を得て変更し、理事会の決議を経て行う。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公益財団法人愛知県体育協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。